ファミマTカード会員規約

I 会員規約

1 会員規約

この会員規約は、ファミマTカードへの入会、会員サービスの内容などを定めるものです。なお、ファミマTカードとは、株式会社ファミリーマート (「ファミリーマート」といいます。) グループおよびカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 (「カルチュア・コンビニエンス・クラブ社」といいます。) グループの両グループから会員サービスを受けることができるカードです。会員は、この会員規約に基づきファミリーマートの会員となると同時にカルチュア・コンビニエンス・クラブ社の定めるT会員規約(「T会員規約」といいます。)を承認のうえカルチュア・コンビニエンス・クラブ社の会員 (「T会員」といいます。) となっていただく必要があります。

会員には、末尾のT会員規約に関する規定が適用されますので、ご参照ください。

2 会員規約の告知

この会員規約は、カード送付時に添付するほか、下記ファミリーマートのホームページ(「本ホームページ」といいます。)への掲載その他ファミリーマートが定める方法により会員に告知します。

http://www.family.co.jp

3 会員規約の変更

ファミリーマートは、いつでも、会員の承諾なくしてこの会員規約を変更することができるものとします。この会員規約の変更は、本ホームページ上への掲載その他ファミリーマートが定める方法により1ヶ月前までに予告し、予告した日において効力を生ずるものとします。

II ファミマTカード

4 入会手続

入会希望者は、この会員規約を承認のうえ、所定事項の届出を正確に行いファミリーマートにファミマTカード入会の申込みをしていただきます。なお、申込み時に満18歳以上(高等学校の生徒を除きます。)の方は、同時にファミリーマートの提携先のファミマクレジット株式会社(「ファミマクレジット」といいます。)にファミマTカード(クレジット機能付き)入会の申込みをしていただき、ファミマクレジットが入会を承認した会員にはファミマTカード(クレジット機能付き)を発

ファミマTカード会員規約(新:2012.9.15改定)

ファミマTカード会員規約

I 会員規約

1 会員規約

この会員規約は、ファミマTカードへの入会、会員サービスの内容などを定めるものです。なお、ファミマTカードとは、株式会社ファミリーマート (「ファミリーマート」といいます。) グループおよびカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 (「カルチュア・コンビニエンス・クラブ社」といいます。) グループの両グループから会員サービスを受けることができるカードです。会員は、この会員規約に基づきファミリーマートの会員となると同時にカルチュア・コンビニエンス・クラブ社の定めるT会員規約(「T会員規約」といいます。)を承認のうえカルチュア・コンビニエンス・クラブ社の会員 (「T会員」といいます。) となっていただく必要があります。

会員には、末尾のT会員規約に関する規定が適用されますので、ご参照ください。

2 会員規約の告知

この会員規約は、カード送付時に添付するほか、下記ファミリーマートのホームページ (「本ホームページ」といいます。)への掲載その他ファミリーマートが定める方法により会員に告知します。

http://www.family.co.jp

3 会員規約の変更

ファミリーマートは、いつでも、会員の承諾なくしてこの会員規約を変更することができるものとします。この会員規約の変更は、本ホームページ上への掲載その他ファミリーマートが定める方法により1ヶ月前までに予告し、予告した日において効力を生ずるものとします。

II ファミマTカード

4 入会手続

入会希望者は、この会員規約を承認のうえ、所定事項の届出を正確に行いファミリーマートにファミマTカード入会の申込みをしていただきます。なお、申込み時に満18歳以上(高等学校の生徒を除きます。)の方は、同時にファミリーマートの提携先のポケットカード株式会社(「ポケットカード」といいます。)にファミマTカード(クレジットカード)入会の申込みをしていただき、ポケットカードが入会を承認した会員にはファミマTカード(クレジットカード)を発行します。

行します。

クレジット会員となられた方は、末尾のクレジット会員に関する規定をご参照ください。

入会希望者が未成年の場合は、事前に法定代理人の同意を得るものとします。 ファミリーマートでは、入会希望者が 23 の会員の地位の喪失事由に該当する場合、その他会員として認めることが不適当な事由がある場合、入会をお断りすることがあります。なお、会員は日本国内に居住する個人に限ります。

5 会員

会員とは、入会希望の申込みを受け、ファミリーマートが入会を承諾した方をいい、ファミリーマートが承諾した日から会員となります。

6 会員番号、暗証番号

ファミリーマートは、会員1名につき1つの会員番号を付与するものとし、会員には、本ホームページ等でのご利用に暗証番号をご指定いただきます。

7 ファミマTカードの発行

ファミリーマートは、会員に対しファミマTカードを発行します。会員はカードの署名欄に自己の署名をしていただきます。

8 ファミマTカードの有効期限

ファミリーマートは、ファミマTカードの有効期限を定め、カード上に表示します。有効期限は、カード上に表示された最終月の末日までとします。

カードの有効期限までに会員から退会の申出がなく、かつファミリーマートが引き続き会員として承認するときは、会員に対し、有効期限を更新した<u>新たな</u>カードを発行します。

申込み時に満 18 歳未満の方で期限到来時に満 18 歳以上となった会員は、期限到来の際、ファミマクレジットにファミマTカード(クレジット機能付き)入会の申込みをしていただき、ファミマクレジットが入会を承認した会員にはファミマTカード(クレジット機能付き)を発行します。ファミマクレジットの承認が得られなかった会員は、ファミリーマートが引き続き会員として承認するときは、有効期限を更新した新たなカードを発行します。ファミマTカード(クレジット機能付き)入会の申込みをされなかった会員は有効期限の到来をもって退会となります。

9 ファミマTカードの貸与関係 ファミマTカードは、ファミリーマートが所有し、会員に貸与するものとします。 ファミマTカード会員規約(新:2012.9.15改定)

クレジット会員となられた方は、末尾のクレジット会員に関する規定をご参照ください。

入会希望者が未成年の場合は、事前に法定代理人の同意を得るものとします。 ファミリーマートでは、入会希望者が23の会員の地位の喪失事由に該当する場合、その他会員として認めることが不適当な事由がある場合、入会をお断りすることがあります。なお、会員は日本国内に居住する個人に限ります。

5 会員

会員とは、入会希望の申込みを受け、ファミリーマートが入会を承諾した方をいい、ファミリーマートが承諾した日から会員となります。

6 会員番号、暗証番号

ファミリーマートは、会員1名につき1つの会員番号を付与するものとし、会員には、本ホームページ等でのご利用に暗証番号をご指定いただきます。

7 ファミマTカードの発行

ファミリーマートは、会員に対しファミマTカードを発行します。会員はカードの署名欄に自己の署名をしていただきます。

8 ファミマTカードの有効期限

ファミリーマートは、ファミマTカードの有効期限を定め、カード上に表示します。有効期限は、カード上に表示された最終月の末日までとします。

カードの有効期限までに会員から退会の申出がなく、かつファミリーマートが引き続き会員として承認するときは、会員に対し、有効期限を更新したファミマエカードを発行します。

申込み時に満 18 歳未満の方で期限到来時に満 18 歳以上となった会員は、期限到来の際、ポケットカードにファミマTカード(クレジットカード)入会の申込みをしていただき、ポケットカードが入会を承認した会員にはファミマTカード(クレジットカード)を発行します。ポケットカードの承認が得られなかった会員は、ファミリーマートが引き続き会員として承認するときは、有効期限を更新したファミマTカードを発行します。ファミマTカード(クレジットカード)入会の申込みをされなかった会員は、ファミリーマートが引き続き会員として承認するときは、Tカード(ファミリーマート発行)を発行します。

Tカード(ファミリーマート発行)はこの規約でいうファミマTカードに含まれるものとし、Tカード(ファミリーマート発行)の発行を受けた会員の方は、末尾のTカード(ファミリーマート発行)に関する規定に定める条項を除き、この規約と、これに付帯するT会員規約に関する規定、Tポイント・サービスに関する規定、ファミリーマートの個人情報の保護に関する規定が適用されますので、ご参照ください。

9 ファミマTカードの貸与関係

ファミマTカードは、ファミリーマートが所有し、会員に貸与するものとします。

会員は善良なる管理者の注意をもってファミマTカードを利用・管理するものとし、いかなる方法によっても他人にファミマTカードを利用させません。

会員サービス

10 会員サービス

ファミリーマートは、会員に対し、有料または無料にて以下の会員サービスを提供します。

- (1) 日本国内のファミリーマート店(「ファミリーマート店」といいます。)で商品を購入し、サービスの提供を受けること(商品を購入し、サービスの提供を受けることを総称して「商品購入等」といいます。)に対する特典の付与
- (2) ファミリーマート店で商品購入等を行ったこと等に対するポイント・サービスの提供

ファミリーマートは、カルチュア・コンビニエンス・クラブ社の運営するポイントプログラムに参加し、会員にポイント・サービスを提供します。ポイント・サービスについては、T会員規約および末尾のポイント・サービスに関する規定をご参照ください。

- (3) メールマガジンの提供
- (4) ファミリーマートの提携先企業からの各種サービス、特典の提供
- 11 会員サービスの内容と変更

ファミリーマートは、任意に会員サービスの内容を定め、会員の承諾なくしてその全部または一部につき廃止、追加、変更を行うことができるものとします。

12 会員サービスの中止、制限

ファミリーマートは、各種の事情もしくはその都合により、任意に会員サービスの全部または一部につき提供を中止し、またはその利用を制限することがあります。

会員の義務

13 複数の入会の禁止

会員は、複数のファミマTカードへ入会をしてはならないものとし、ファミリーマートは、会員の承諾なくして複数の入会を1つの入会に統合することができるものとします。この場合、統合されたファミマTカード、会員番号、暗証番号、(ファミマTカードから暗証番号までを総称して「カード等」といいます。) 蓄積したポイントは失効し、会員はカードを返還、廃棄するものとします。

14 カード等の使用制限

会員は、カード等を自らのためにのみ使用し、いかなる方法によっても、第三者

ファミマTカード会員規約(新:2012.9.15改定)

会員は善良なる管理者の注意をもってファミマTカードを利用・管理するものとし、いかなる方法によっても他人にファミマTカードを利用させません。

会員サービス

10 会員サービス

ファミリーマートは、会員に対し、有料または無料にて以下の会員サービスを提供します。

- (1) 日本国内のファミリーマート店 (「ファミリーマート店」といいます。) で商品を購入し、サービスの提供を受けること (商品を購入し、サービスの提供を受けることを総称して「商品購入等」といいます。) に対する特典の付与
- (2) ファミリーマート店で商品購入等を行ったこと等に対する $\underline{\mathsf{T}}$ ポイント・サービスの提供

ファミリーマートは、カルチュア・コンビニエンス・クラブ社の運営するポイントプログラムに参加し、会員に<u>T</u>ポイント・サービスを提供します。<u>T</u>ポイント・サービスについては、T会員規約および末尾の<u>T</u>ポイント・サービスに関する規定をご参照ください。

- (3) メールマガジンの提供
- (4) ファミリーマートの提携先企業からの各種サービス、特典の提供
- 11 会員サービスの内容と変更

ファミリーマートは、任意に会員サービスの内容を定め、会員の承諾なくしてその全部または一部につき廃止、追加、変更を行うことができるものとします。

12 会員サービスの中止、制限

ファミリーマートは、各種の事情もしくはその都合により、任意に会員サービスの全部または一部につき提供を中止し、またはその利用を制限することがあります。

会員の義務

13 複数の入会の禁止

会員は、複数のファミマTカードへ入会をしてはならないものとし、ファミリーマートは、会員の承諾なくして複数の入会を1つの入会に統合することができるものとします。この場合、統合されたファミマTカード、会員番号、暗証番号、(ファミマTカードから暗証番号までを総称して「カード等」といいます。) 蓄積したポイントは失効し、会員はカードを返還、廃棄するものとします。

14 カード等の使用制限

会員は、カード等を自らのためにのみ使用し、いかなる方法によっても、第三者

に使用させないものとします。

15 ポイントの不正取得の禁止

会員は、T会員規約および末尾のポイント・サービスに関する規定に違反し、不正にポイントの付与を受けてはならないものとします。

16 カード等の管理責任

会員は、自らの責任でカード等を管理していただきます。

会員は、自らのカード等によりなされたすべての会員サービスの利用について、 事由の如何を問わず、その責任を負担するものとします。

17 届出事項の変更

会員は、ファミリーマートに届け出た氏名、住所、職業、勤務先・学校、電話番号、Eメールアドレスその他の事項に変更があった場合、速やかに本ホームページにお届けいただくか、27 記載のファミマTカードサービスデスクにお届けください。

Ⅴ 一般条項

18 個人情報の保護に関する規定

ファミリーマートは、末尾記載の個人情報の保護に関する規定に従い、入会申込者および会員(総称して「会員など」といいます。)の個人情報を取扱います。

個人情報の取扱いについては、末尾の個人情報の保護に関する規定をご参照ください。

19 ファミマTカードの紛失、盗難等

会員は、ファミマTカードを紛失し、もしくは盗難にあったときは、直ちに下記のファミマTカード紛失盗難デスクにご連絡ください。

0570-060-010

ファミマTカードの汚破損があったときは、27 記載のファミマTカードサービスデスクにご連絡ください。

ファミリーマートは、その定める方法に従いファミマTカードを再発行いたします。この場合、会員はファミリーマートの定める手数料を支払います。旧ファミマエカードは使用することができなくなります。

20 ファミマTカードの仕様変更

ファミリーマートは、いつでも、会員の承諾なくしてファミマTカードの仕様変更を行うことができるものとします。この場合、ファミリーマートは会員に対し新たなファミマTカードを発行するものとし、会員は旧ファミマTカードを返還、廃棄していただきます。

21 暗証番号の失念

会員は、暗証番号を失念したときは、27 記載のファミマTカードサービスデスクにご連絡ください。

ファミマTカード会員規約(新:2012.9.15改定)

に使用させないものとします。

15 ポイントの不正取得の禁止

会員は、T会員規約および末尾のTポイント・サービスに関する規定に違反し、 不正にポイントの付与を受けてはならないものとします。

16 カード等の管理責任

会員は、自らの責任でカード等を管理していただきます。

会員は、自らのカード等によりなされたすべての会員サービスの利用について、 事由の如何を問わず、その責任を負担するものとします。

17 届出事項の変更

会員は、ファミリーマートに届け出た氏名、住所、職業、勤務先・学校、電話番号、Eメールアドレスその他の事項に変更があった場合、速やかに本ホームページにお届けいただくか、27 記載のファミマTカードサービスデスクにお届けください。

V 一般条項

18 個人情報の保護に関する規定

ファミリーマートは、末尾記載の個人情報の保護に関する規定に従い、入会申込者および会員(総称して「会員など」といいます。)の個人情報を取扱います。

個人情報の取扱いについては、末尾の個人情報の保護に関する規定をご参照ください。

19 ファミマTカードの紛失、盗難等

会員は、ファミマTカードを紛失し、もしくは盗難にあったときは、直ちに下記のファミマTカード紛失・盗難デスクにご連絡ください。

0570-060-010

ファミマTカードの汚破損があったときは、27 記載のファミマTカードサービスデスクにご連絡ください。

ファミリーマートは、その定める方法に従いファミマTカードを再発行いたします。この場合、会員はファミリーマートの定める手数料を支払います。旧ファミマ Tカードは使用することができなくなります。

20 ファミマTカードの仕様変更

ファミリーマートは、いつでも、会員の承諾なくしてファミマTカードの仕様変更を行うことができるものとします。この場合、ファミリーマートは会員に対し新たなファミマTカードを発行するものとし、会員は旧ファミマTカードを返還、廃棄していただきます。

21 暗証番号の失念

会員は、暗証番号を失念したときは、27 記載のファミマTカードサービスデスクにご連絡ください。

22 退会

会員は、ファミマTカードから退会しようとするときは、27 記載のファミマTカードサービスデスクにご連絡ください。

23 会員の地位の喪失

ファミリーマートは、会員が以下のいずれかの事由に該当するときは、会員の承諾なくして会員の地位を喪失させることができるものとします。会員が(1)から(8)の事由により会員の地位を失った場合、T会員の地位も当然に喪失します。

- (1) 会員が13、14、15に定める禁止行為を行ったとき。
- (2) その他会員がこの会員規約に違反し、引き続き会員として認めることが相当でないとき。
- (3) 会員が虚偽の届出を行ったとき。
- (4) 未成年者である会員がファミマTカードへの入会、商品購入等について法定 代理人の同意を得ていないとき。
- (5) 相当の通信手段を尽くしても会員との連絡がとれないとき。
- (6) 会員が死亡されたとき(会員の地位は相続されないものとします。)。
- (7) 会員にファミマTカードの円滑な運用を妨げる事由が発生し、引き続き会員 として認めることが相当でないとき。
- (8) 3に定めるこの会員規約の変更に同意いただけないとき。
- (9) 会員が事由の如何を問わず丁会員の地位を失ったとき。

24 会員でなくなったときの措置

会員は、退会、会員の地位の喪失その他の事由により会員でなくなったときは、ファミマTカードは失効となり、会員はカードを返還、廃棄していただきます。この場合、会員番号、暗証番号、蓄積したポイントは失効します。

25 準拠法

この会員規約の成立、有効性、解釈、履行等に関しては、日本国法が適用されるものとします。

26 裁判管轄

ファミリーマートと会員との間でこの会員規約に関連する紛争が発生したときは、両者で誠意をもって協議しこれを解決するものとしますが、訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とします。

27 お問い合わせ

ファミマTカード、会員サービス(ポイント・サービスを除きます。)のご利用、その他この会員規約に関するお問い合わせは、下記のファミマTカードサービスデスクにご連絡ください。

0120-230-553

0570-064-230(携帯電話専用)

受付時間 9:00~21:00(年中無休)

ポイント・サービス、T会員規約に関するお問い合わせは、下記のTカードサー

ファミマTカード会員規約(新:2012.9.15改定)

22 退会

会員は、ファミマTカードから退会しようとするときは、27 記載のファミマTカードサービスデスクにご連絡ください。

23 会員の地位の喪失

ファミリーマートは、会員が以下のいずれかの事由に該当するときは、会員の承諾なくして会員の地位を喪失させることができるものとします。会員が(1)から(8)の事由により会員の地位を失った場合、T会員の地位も当然に喪失します。

- (1) 会員が13、14、15に定める禁止行為を行ったとき。
- (2) その他会員がこの会員規約に違反し、引き続き会員として認めることが相当でないとき。
 - (3) 会員が虚偽の届出を行ったとき。
- (4) 未成年者である会員がファミマTカードへの入会、商品購入等について法定 代理人の同意を得ていないとき。
- (5) 相当の通信手段を尽くしても会員との連絡がとれないとき。
- (6) 会員が死亡されたとき(会員の地位は相続されないものとします。)
- (7) 会員にファミマTカードの円滑な運用を妨げる事由が発生し、引き続き会員 として認めることが相当でないとき。
- (8) 3に定めるこの会員規約の変更に同意いただけないとき。
- (9) 会員が事由の如何を問わずT会員の地位を失ったとき。

24 会員でなくなったときの措置

会員は、退会、会員の地位の喪失その他の事由により会員でなくなったときは、ファミマTカードは失効となり、会員はカードを返還、廃棄していただきます。この場合、会員番号、暗証番号、蓄積したTポイントは失効します。

25 準拠法

この会員規約の成立、有効性、解釈、履行等に関しては、日本国法が適用されるものとします。

26 裁判管轄

ファミリーマートと会員との間でこの会員規約に関連する紛争が発生したときは、両者で誠意をもって協議しこれを解決するものとしますが、訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とします。

27 お問い合わせ

ファミマTカード、会員サービス (\underline{T} ポイント・サービスを除きます。) のご利用、その他この会員規約に関するお問い合わせは、下記のファミマTカードサービスデスクにご連絡ください。

0120-230-553

0570-064-230(携帯電話専用)

受付時間 9:00~21:00 (年中無休)

Tポイント・サービス、T会員規約に関するお問い合わせは、下記のTカード

ファミマTカード会員規約(現:2011.3.1改定) ファミマTカード会員規約(新:2012.9.15改定) ポートセンターにご連絡ください。 サポートセンターにご連絡ください。 0570-029-294 0570-029-294 受付時間 10:00~21:00(年中無休) 受付時間 10:00~21:00(年中無休) 付則;この会員規約は平成19年11月6日から実施いたします。 付則;この会員規約は平成19年11月6日から実施いたします。 この会員規約は平成21年4月1日から変更いたします。 この会員規約は平成21年4月1日から変更いたします。 この会員規約は平成21年10月1日から変更いたします。 この会員規約は平成21年10月1日から変更いたします。 この会員規約は平成22年10月4日から変更いたします。 この会員規約は平成22年10月4日から変更いたします。 この会員規約は平成24年9月15日から変更いたします。

T会員規約に関する規定

- 1 この会員規約 6 によって会員に付与する会員番号は、T会員規約に定めるT会員 番号に該当するものとします。
- 2 この会員規約およびファミマTカード・クレジット会員規約(「クレジット規約」 といいます。) に伴い発行されたファミマエカードまたはファミマエカード (クレ ジット機能付き)は、工会量規約に定めるエカードに該当するものとします。
- 3 ファミマTカードの有効期限等についてはこの会員規約8を、またファミマTカ ード(クレジット機能付き)の有効期限等についてはクレジット規約第3条をそれ ぞれ適用し、T会員規約第2条第2項(4)は適用しません。
- 4 ファミマTカードまたはファミマTカード(クレジット機能付き)の紛失・盗難 の申出等については、この会員規約19、クレジット規約第28条、29条を適用し、 T会員規約第2条第2項(5)は適用しません。
- 5 ファミマTカードまたはファミマTカード(クレジット機能付き)の退会につい ては、この会員規約 22、クレジット規約第 30 条を適用し、T会員規約第 3 条(た だし、Tカードの退会に関するものに限ります。) は適用しません。
- 6 以上に規定した事項以外の事項については、T会員規約が適用されますが、カル チュア・コンビニエンス・クラブ社の個人情報の取扱いに関しては、「ファミリー マートの個人情報の保護に関する規定」前文 部分をご確認ください。

TSUTAYAレンタルサービスを利用される場合、カルチュア・コンビニエン ス・クラブ社の定める「TSUTAYAフランチャイズチェーンレンタル利用規約」 を承認のうえ、TSUTAYA店舗においてレンタル利用登録をしてください。

カルチュア・コンビニエンス・クラブ社が運営するポイントプログラムの参加企 業により提供されるサービスをご利用いただく場合には、当該サービスの利用規約 をご承認いただく必要がございます。

詳しくは各サービスの利用規約をご確認ください。

付則:この規定は平成19年11月6日から実施いたします。

この規定は平成21年4月1日から変更いたします。

この規定は平成21年10月1日から変更いたします。

この規定は平成22年10月4日から変更いたします。

ファミマTカード会員規約(新:2012.9.15 改定)

T会員規約に関する規定

1 この会員規約 6 によって会員に付与する会員番号は、T会員規約に定めるT会員 番号に該当するものとします。

- 2 この会員規約およびファミマTカード・クレジット会員規約(「クレジット規約」 といいます。) に伴い発行されたファミマエカードまたはファミマエカード (クレ ジットカード)は、T会量規約に定めるTカードに該当するものとします。
- 3 ファミマTカードの有効期限等についてはこの会員規約8を、またファミマTカ ード(クレジットカード)の有効期限等についてはクレジット規約第3条をそれぞ れ適用し、T会員規約第2条第2項(4)は適用しません。
- 4 ファミマTカードまたはファミマTカード(クレジットカード)の紛失・盗難の 申出等については、この会員規約19、クレジット規約第28条、29条を適用し、T 会員規約第2条第2項(5)は適用しません。
- 5 ファミマTカードまたはファミマTカード(クレジットカード)の退会について は、この会員規約22、クレジット規約第30条を適用し、工会員規約第3条(ただ し、Tカードの退会に関するものに限ります。) は適用しません。
- 6 以上に規定した事項以外の事項については、T会員規約が適用されますが、カル チュア・コンビニエンス・クラブ社の個人情報の取扱いに関しては、「ファミリー マートの個人情報の保護に関する規定」前文 部分をご確認ください。

TSUTAYAレンタルサービスを利用される場合、カルチュア・コンビニエン ス・クラブ社の定める「TSUTAYAフランチャイズチェーンレンタル利用規約」 を承認のうえ、TSUTAYA店舗においてレンタル利用登録をしてください。

カルチュア・コンビニエンス・クラブ社が運営するポイントプログラムの参加企 業により提供されるサービスをご利用いただく場合には、当該サービスの利用規約 をご承認いただく必要がございます。

詳しくは各サービスの利用規約をご確認ください。

付則:この規定は平成19年11月6日から実施いたします。

この規定は平成21年4月1日から変更いたします。

この規定は平成21年10月1日から変更いたします。

この規定は平成22年10月4日から変更いたします。

この規定は平成24年9月15日から変更いたします。

クレジット会員に関する規定

1 ファミマTカード (クレジット機能付き) の発行

ファミマTカードに入会された会員のうち、クレジット機能が付加されたカード (「ファミマTカード (クレジット機能付き)」といいます。)の会員となられた方 (「クレジット会員」といいます。)には、ファミリーマートの提携先のファミマクレジットがファミマTカード (クレジット機能付き)を発行いたします。

2 会員規約の適用関係

クレジット会員には、この会員規約のほか、ファミマTカード・クレジット会員 規約が適用されます。クレジット会員に対しては、ファミマTカード(クレジット 機能付き)が発行されることから、この会員規約の適用は以下のとおりとなります。

- (1) ファミマTカード (クレジット機能付き)の発行、有効期限、貸与関係、紛失・盗難等については、ファミマTカード・クレジット会員規約第2条、第3条、第28条、第29条を適用するものとし、この会員規約7、8、9、19は適用しません。
- (2) ファミマTカード (クレジット機能付き)の使用制限、管理責任については ファミマTカード・クレジット会員規約第2条を適用するものとし、この会員 規約14、16は適用しません。
- 3 個人情報の取扱い

クレジット会員の個人情報の取扱いについては、ファミマTカード・クレジット 会員個人情報に関する規約も適用されます。

4 会員資格の喪失

クレジット会員は、会員でなくなったときは、当然にクレジット会員の資格も喪失します。この場合、クレジット会員は、ファミマTカード・クレジット会員規約第32条3項に従い、ファミマTカード(クレジット機能付き)をファミマクレジットに返還することになります。

5 複数の入会禁止との関係

ファミリーマートがこの会員規約 13 に従い、入会を統合した場合、クレジット会員が失効した入会についてファミマTカード(クレジット機能付き)の発行を受けているときは、そのカードは失効となり、会員はカードをファミマクレジットに返還するものとし、失効した会員番号、暗証番号は使用することができず、蓄積したポイントは喪失します。

付則;この規定は平成19年11月6日から実施いたします。

ファミマTカード会員規約(新:2012.9.15改定)

クレジット会員に関する規定

 ファミマTカード (クレジットカード) の発行 ファミマTカードに入会された会員のうち、クレジット機能が付加されたカード (「ファミマTカード(クレジットカード)」といいます。)の会員となられた方(「クレジット会員」といいます。)には、ファミリーマートの提携先のポケットカードがファミマTカード (クレジットカード) を発行いたします。

2 会員規約の適用関係

クレジット会員には、この会員規約のほか、ファミマTカード・クレジット会員 規約が適用されます。クレジット会員に対しては、ファミマTカード(クレジット カード)が発行されることから、この会員規約の適用は以下のとおりとなります。

- (1) ファミマTカード(クレジット<u>カード</u>)の発行、有効期限、貸与関係、紛失・盗難等については、ファミマTカード・クレジット会員規約第2条、第3条、第28条、第29条を適用するものとし、この会員規約7、8、9、19は適用しません。
- (2) ファミマTカード (クレジット<u>カード</u>)の使用制限、管理責任についてはファミマTカード・クレジット会員規約第2条を適用するものとし、この会員規約 14、16 は適用しません。
- 3 個人情報の取扱い

クレジット会員の個人情報の取扱いについては、ファミマTカード・クレジット 会員個人情報に関する規約も適用されます。

4 会員資格の喪失

クレジット会員は、会員でなくなったときは、当然にクレジット会員の資格も喪失します。この場合、クレジット会員は、ファミマTカード・クレジット会員規約第32条3項に従い、ファミマTカード(クレジットカード)をポケットカードに返還することになります。

5 複数の入会禁止との関係

ファミリーマートがこの会員規約 13 に従い、入会を統合した場合、クレジット会員が失効した入会についてファミマTカード(クレジット<u>カード</u>)の発行を受けているときは、そのカードは失効となり、会員はカードをポケットカードに返還するものとし、失効した会員番号、暗証番号は使用することができず、蓄積した<u>T</u>ポイントは喪失します。

付則;この規定は平成19年11月6日から実施いたします。 この規定は平成24年9月15日から変更いたします。

ファミマTカードiD・サービスに関する規定

1 ファミマTカードiD・サービス

ファミマTカードi D・サービス(「i D・サービス」といいます。)とは、ファミマTカード(クレジット機能付き)に代えて、株式会社NTTドコモが指定する携帯電話(「携帯電話」といいます。)を利用し、会員サービス(ファミマTカード規約 10(1)(2)) および「ファミマTカード・i D会員規約」(「i D規約」といいます。)に定める決済サービスを受けることができるサービスをいいます。この規定は、i D・サービスにおける会員サービス(この会員規約 10(1)(2))の利用などについて規定するもので、決済サービスについてはi D規約をご確認ください。

2 利用者

i D・サービスは、クレジット会員のうち、この規定、およびi D規約を承認のうえ、ファミマクレジット所定の方法により申込み、ファミマクレジットがこれを認めた方が利用することができます。

3 会員サービス

i D・サービスでは、ファミマTカード (クレジット機能付き)に代えて携帯電話を利用することにより会員サービス (この会員規約 10(1)(2))を受けられますが、会員サービスの提供は以下のとおりとなります。

- (1) 同時にファミマTカード (クレジット<u>機能付き</u>)を利用することはできません。
- (2) ファミリーマート店で、ポイントを利用することはできません。

4 免責等

- (1) 利用者は、携帯電話を、いかなる方法によっても、他人にiD・サービス の提供を受けるために利用させません。
- (2) ファミリーマートは、携帯電話および携帯電話内に装備された非接触型 I Cチップ他の技術的な欠陥、品質不良等の原因によりファミマTカード (クレジット機能付き)に代えて携帯電話を利用することができない場合でも、責任を負わないものとします。

付則;この規定は平成20年9月30日から実施いたします。 この規定は平成22年10月4日から変更いたします。 ファミマTカード会員規約(新:2012.9.15改定)

ファミマTカードiD・サービスに関する規定

1 ファミマTカードiD・サービス

ファミマTカードi D・サービス (「i D・サービス」といいます。) とは、ファミマTカード (クレジット<u>カード</u>) に代えて、株式会社NTTドコモが指定する携帯電話 (「携帯電話」といいます。) を利用し、会員サービス (<u>この会員</u>規約 10(1)(2))、および「ファミマTカード・i D会員規約」(「i D規約」といいます。) に定める決済サービスを受けることができるサービスをいいます。

この規定は、iD・サービスにおける会員サービス(この会員規約 10(1)(2))の利用などについて規定するもので、決済サービスについてはiD規約をご確認ください。

2 利用者

i D・サービスは、クレジット会員のうち、この規定、およびi D規約を承認のうえ、ポケットカード所定の方法により申込み、ポケットカードがこれを認めた方が利用することができます。

3 会員サービス

i D・サービスでは、ファミマTカード (クレジット<u>カード</u>) に代えて携帯電話 を利用することにより会員サービス (この会員規約 10(1)(2)) を受けられますが、会員サービスの提供は以下のとおりとなります。

- (1) 同時にファミマ T カード (クレジット \underline{D} ード) を利用することはできません。
- (2) ファミリーマート店で、工ポイントを利用することはできません。

4 免責等

- (1) 利用者は、携帯電話を、いかなる方法によっても、他人にiD・サービス の提供を受けるために利用させません。
- (2) ファミリーマートは、携帯電話および携帯電話内に装備された非接触型 I Cチップ他の技術的な欠陥、品質不良等の原因によりファミマTカード (クレジット<u>カード</u>)に代えて携帯電話を利用することができない場合でも、責任を負わないものとします。

付則;この規定は平成20年9月30日から実施いたします。 この規定は平成22年10月4日から変更いたします。 この規定は平成24年9月15日から変更いたします。

ポイント・サービスに関する規定

1 T会員規約の適用

ポイント・サービスについては、T会員規約(同規約に付帯する、「ポイントサービス利用規約」を含みます。)が適用され、ファミリーマート店におけるポイント・サービスについては、この規定も適用されます。

2 ファミリーマート店でのポイントの付与

ファミリーマートは、以下のとおりポイントを付与します。ただし、各種チケット、旅行商品、その他ファミリーマートが指定した商品にはポイントは付与されません。

- ・ 会員がファミリーマート店においてファミマTカード(ファミマTカード(クレジット機能付き)を含みます。以下同様とします。〕を提示し商品購入等を行いレジスターで支払った代金総額(税込み金額)について100円に対し1ポイントを付与します(端数の金額は切り捨てます。)。
- 3 ファミリーマート店でのポイントの利用方法

会員は、ファミリーマート店において商品購入等を行う際に、ファミマTカードを提示することにより、ポイントを利用できます。

ただし、以下の商品購入等には利用できないものとします。

- (1) カード類(テレホンカード、クオカード等)
- (2) チケット類
- (3) 切手、収入印紙、ハガキ
- (4) たばこ
- (5) 商品券 (ビール券等)
- (6) 公共料金、貸付金などの代行収納金
- (7) その他ファミリーマートの定める商品、サービス なお、クレジットカードを利用して商品購入等の代金を支払う場合には、ポイントは利用できません。
- 4 残高、有効期限の確認

ポイント残高、有効期限の確認は9のTカードサポートセンターに行ってください。

5 ポイントの失効

ポイントは、最後にポイントが付与、利用または交換された日から1年間変動が ない場合、失効します。

6 会員の地位喪失によるポイントの失効

会員のポイントに関するすべての権利は、会員がその地位を喪失するのと同時に 失効となります。また、ファミリーマート店において会員が不正にポイントの付 与を受けたことにより会員の地位を喪失した場合、不正に付与を受けたポイント につき、1ポイントを10円に換算した金額を、ファミリーマートに支払うもの ファミマTカード会員規約(新:2012.9.15改定)

Tポイント・サービスに関する規定

1 T会員規約の適用

<u>T</u>ポイント・サービスについては、T会員規約(同規約に付帯する、「ポイントサービス利用規約」を含みます。)が適用され、ファミリーマート店における<u>T</u>ポイント・サービスについては、この規定も適用されます。

2 ファミリーマート店でのTポイントの付与

ファミリーマートは、以下のとおり<u>T</u>ポイントを付与します。ただし、各種チケット、旅行商品、その他ファミリーマートが指定した商品には<u>T</u>ポイントは付与されません。

- ・ 会員がファミリーマート店においてファミマTカード(ファミマTカード(クレジット<u>カード</u>)を含みます。以下同様とします。〕を提示し商品購入等を行いレジスターで支払った代金総額(税込み金額)について100円に対し1ポイントを付与します(端数の金額は切り捨てます。)。
- 3 ファミリーマート店でのTポイントの利用方法

会員は、ファミリーマート店において商品購入等を行う際に、ファミマTカードを提示することにより、Tポイントを利用できます。

ただし、以下の商品購入等には利用できないものとします。

- (1) カード類 (テレホンカード、クオカード等)
- (2) チケット類
- (3) 切手、収入印紙、ハガキ
- (4) たばこ
- (5) 商品券(ビール券等)
- (6) 公共料金、貸付金などの代行収納金
- (7) その他ファミリーマートの定める商品、サービス

なお、クレジットカードを利用して商品購入等の代金を支払う場合には、<u>T</u>ポイントは利用できません。

4 残高、有効期限の確認

<u>T</u>ポイント残高、有効期限の確認は9のTカードサポートセンターに行ってください。

5 Tポイントの失効

<u>T</u>ポイントは、最後に<u>T</u>ポイントが付与、利用または交換された日から1年間変動がない場合、失効します。

6 会員の地位喪失による<u>T</u>ポイントの失効

会員の<u>T</u>ポイントに関するすべての権利は、会員がその地位を喪失するのと同時に失効となります。また、ファミリーマート店において会員が不正に<u>T</u>ポイントの付与を受けたことにより会員の地位を喪失した場合、不正に付与を受けた<u>T</u>ポイントにつき、1ポイントを10円に換算した金額を、ファミリーマートに支払

とします。

7 ポイント・サービスの変更

ファミリーマートは、会員の承諾なくしてポイント・サービスの全部または一部につき変更することができるものとします。

8 細則

ファミリーマートは、必要に応じ、ポイント・サービスに関する細則を定めることができるものとし、会員はこれに従います。

9 お問い合わせ

ポイント・サービスに関するお問い合わせは、下記のTカードサポートセンターにご連絡ください。

電話番号 0570-029-294

受付時間 10:00~21:00 (年中無休)

付則:この規定は平成19年11月6日から実施いたします。

この規定は平成22年10月4日から変更いたします。

この規定は平成23年3月1日から変更いたします。

ファミマTカード会員規約(新:2012.9.15改定)

うものとします。

7 Tポイント・サービスの変更

ファミリーマートは、会員の承諾なくして<u>T</u>ポイント・サービスの全部または 一部につき変更することができるものとします。

8 細則

ファミリーマートは、必要に応じ、<u>T</u>ポイント・サービスに関する細則を定めることができるものとし、会員はこれに従います。

9 お問い合わせ

<u>T</u>ポイント・サービスに関するお問い合わせは、下記のTカードサポートセンターにご連絡ください。

電話番号 0570-029-294

受付時間 10:00~21:00(年中無休)

付則;この規定は平成19年11月6日から実施いたします。

この規定は平成22年10月4日から変更いたします。

この規定は平成23年3月1日から変更いたします。

この規定は平成24年9月15日から変更いたします。

ファミマTカード会員規約(新:2012.9.15改定)

ファミリーマートの個人情報の保護に関する規定

ファミリーマートは、会員などの個人情報を以下の定めに従い取扱います。会員な どは、以下の定めに同意いただきます。

カルチュア・コンビニエンス・クラブ社により収集される個人情報 [入会申込書 印の情報(氏名、住所、性別、生年月日、電話番号) その更新情報およびその 他工会員規約により定められた情報1の取扱いについては、工会員規約第4条(個 人情報について)をご参照ください。

- 1 個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法令を遵守いたします。
- 2 以下の個人情報を収集、保有します。
 - (1) 入会の申込時、変更届出時にお届けいただいた氏名、生年月日、住所、電話 番号、職業、勤務先・学校、Eメールアドレスなどの情報。
 - (2) ファミリーマート店での商品購入等に関する商品の種類、代金、回数、店舗 などの情報。
 - (3) ファミリーマートが主催または提携先企業と協賛するキャンペーンへの応 募などの会員サービスの利用、3(3)に定めるアンケート調査、モニタリング調 査によって得られた顧客満足度、消費行動などの情報。
- 3 個人情報は、フランチャイズシステムによるコンビニエンスストア事業におい て、以下の目的の遂行に必要な範囲で利用し、これ以外の目的では利用いたしま せん。
 - (1) 入会の審査、ファミマTカードの運用、会員サービスの提供(ファミリーマ ート店での商品購入等の履行を含みます。)。
 - (2) ファミリーマートが単独または業務提携先企業と共同で宣伝物、印刷物など の営業案内を郵便、Eメールなどの方法により送付すること。
 - (3) 顧客満足度、消費行動などに関してファミリーマートが単独または業務提携 先企業と共同でアンケート調査、モニタリング調査(これらに伴う各種プレゼ ントの提供を含みます。)などを郵便、E メールなどの方法により実施すること。
 - (4) ファミリーマートが単独または業務提携先企業と共同で、市場調査、商品開 発を行うこと。
- 4 ファミマクレジットとの間で、ファミリーマートのフランチャイズシステムによ るコンビニエンスストア事業およびファミマクレジットのクレジット事業におい て、ファミマTカードの会員サービスおよびファミマTカード(クレジット機能 付き)の付加機能などを会員に提供すること、ならびに市場調査、商品開発のた

め、保護措置を講じた上で、会員の2(2)(3)の個人情報を共同利用します。 当該個人情報の管理について責任を有する者

株式会社ファミリーマート

ファミリーマートの個人情報の保護に関する規定

ファミリーマートは、会員などの個人情報を以下の定めに従い取扱います。会員な どは、以下の定めに同意いただきます。

カルチュア・コンビニエンス・クラブ社により取得される個人情報 [入会申込書 印の情報(氏名、住所、性別、生年月日、電話番号) その更新情報およびその 他工会員規約により定められた情報]の取扱いについては、工会員規約第4条(個 人情報について)をご参照ください。

- 1 個人情報の取扱いについて、法令、国が定める指針その他の規範を遵守します。
- 2 以下の個人情報を取得、保有します。
 - (1) 入会の申込時、変更届出時にお届けいただいた氏名、生年月日、住所、電話 番号、職業、勤務先・学校、Eメールアドレスなどの情報。
 - (2) ファミリーマート店での商品購入等に関する商品の種類、代金、回数、店舗 などの情報。
 - (3) クレジットカードの利用に関する利用金額、利用したファミリーマート店な どの情報。
 - (4) ファミリーマートが主催または提携先企業と協賛するキャンペーンへの応 募などの会員サービスの利用、3(3)に定めるアンケート調査、モニタリング調 **査によって得られた顧客満足度、消費行動などの情報。**
- 3 個人情報は、ファミリーマートのフランチャイズシステムによるコンビニエンス ストア事業において、以下の目的の遂行に必要な範囲でのみ利用します。
 - (1) 入会の審査、ファミマTカードの運用、会員サービスの提供(ファミリーマ ート店での商品購入等の履行を含みます。)。
 - (2) ファミリーマートが単独または業務提携先企業と共同で宣伝物、印刷物など の営業案内を郵便、Eメールなどの方法により送付すること。
 - (3) 顧客満足度、消費行動などに関してファミリーマートが単独または業務提携 先企業と共同でアンケート調査、モニタリング調査(これらに伴う各種プレゼ ントの提供を含みます。)などを郵便、Eメールなどの方法により実施すること。
 - (4) ファミリーマートが単独または業務提携先企業と共同で、市場調査、商品開 発を行うこと。
- 4 ポケットカードとの間で、ファミリーマートのフランチャイズシステムによるコ ンビニエンスストア事業およびポケットカードのクレジット事業において、ファ ミマTカードの会員サービスおよびファミマTカード(クレジットカード)の付 加機能などを会員に提供すること、ならびに市場調査、商品開発のため、保護措 置を講じた上で、会員の2(2)(3)(4)の個人情報を共同利用します。

当該個人情報の管理について責任を有する者

株式会社ファミリーマート 個人情報統括管理責任者(連絡先は 12 記載の窓 口と同じ)

〒170-6017 東京都豊島区東池袋 3 - 1 - 1 サンシャイン 60 17 階

(個人情報統括管理責任者)

<u>お問い合わせは、13 記載のファミマTカードサービスデスクにご連絡くださ</u>い。

5 カルチュア・コンビニエンス・クラブ社との間で、ファミリーマートのフランチャイズシステムによるコンビニエンスストア事業、カルチュア・コンビニエンス・クラブ社のポイントプログラム運営事業において、保護措置を講じた上で、会員の地位を喪失した旨の情報を共有し適正な会員情報管理を行うために会員番号を共同利用します。

当該個人情報の管理について責任を有する者

カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社

お問い合わせは、下記のTカードサポートセンターにご連絡ください。

電話番号 0570-029-294

受付時間 10:00~21:00 (年中無休)

カルチュア・コンビニエンス・クラブ社の住所等の詳細は、同社が開設しているホームページをご覧ください。

- 6 個人情報への不正なアクセス、ならびに個人情報の漏えい、滅失、または<u>毀</u>損を防止するため、一般に信頼性が高いと認められている組織的、人的、物理的、技術的安全管理措置を講じ、個人情報を取扱う従業者に対し、必要かつ適切な監督を行います。ただし、個人情報への不正なアクセス、ならびに個人情報の漏えい、滅失、または<u>毀</u>損を防止する絶対的手段はなく、これらの措置を講じた上でも、個人情報の漏えい、滅失、または<u>毀</u>損を防止する絶対的手段はなく、これらの措置を講じた上でも、個人情報の漏えい、滅失、または毀損の危険もあり得ることをご了解いただきます。
- 7 2 の個人情報の<u>収集</u>および3の利用目的に必要な業務を委託する場合(再委託を 含みます。) <u>使途を限定して、</u>保護措置を講じた上で、委託先に対し委託業務の遂 行に必要な範囲で会員などの2(1)(2)(3)の個人情報の取扱いを委託します。
- 8 会員などは、ファミリーマートに対して、自己に関する個人情報を開示するよう 請求することができます。

______個人情報の開示を求める場合には、13 記載のファミマTカードサービスデス クにご連絡ください。

保有する個人情報に関して万一内容が事実でないことが判明した場合には、速や かに訂正または削除に応じます。

- 9 ファミマTカードへの入会をお断りした入会申込者の2(1)の個人情報は、お問い合わせへの対応等のため、入会をお断りした理由の如何を問わず一定期間利用されます。
- 10 会員が退会、会員の地位の喪失その他の事由により会員でなくなった場合であっても、2(1)(2)(3)の個人情報は、お問い合わせへの対応等のため、会員でなくなった理由の如何を問わず一定期間利用されます。
- 11 会員などが入会申込みに際し2(1)の個人情報をお届けいただけない場合およ

ファミマTカード会員規約(新:2012.9.15改定)

5 カルチュア・コンビニエンス・クラブ社との<u>共同利用については、同社のT会員</u> 規約第4条(個人情報について)をご参照ください。

- 6 個人情報の漏えい、滅失または<u>き</u>損を防止するため、一般に信頼性が高いと認められている組織的、人的、物理的、技術的安全管理措置を講じ、個人情報を取扱う従業者に対し、必要かつ適切な監督を行います。ただし、個人情報の漏えい、滅失または<u>き</u>損を防止する絶対的手段はなく、これらの措置を講じた上でも、個人情報の漏えい、滅失またはき損の危険もあり得ることをご了解いただきます。
- 7 2の個人情報の<u>取得</u>および3の利用目的に必要な業務を委託する場合(再委託を 含みます。) 保護措置を講じた上で、委託先に対し委託業務の遂行に必要な範囲で 会員などの2(1)(2)(3)(4)の個人情報の取扱いを委託します。

- 8 ファミマTカードへの入会をお断りした入会申込者の2(1)の個人情報は、お問い合わせへの対応等のため、入会をお断りした理由の如何を問わず一定期間利用されます。
- 9 会員が退会、会員の地位の喪失その他の事由により会員でなくなった場合であっても、2(1)(2)(3)(4)の個人情報は、お問い合わせへの対応等のため、会員でなくなった理由の如何を問わず一定期間利用されます。
- 10 会員などが入会申込みに際し2(1)の個人情報をお届けいただけない場合およ

びこの規定の内容の全部または一部を承認しない場合、入会をお断りすることがあります。ただし、3(2)(3)の利用目的に同意しない場合でも、これを理由に入会をお断りすることはありません。

- 12 会員から3(2)(3)による個人情報の利用の中止の申出があった場合は、ファミリーマートでの利用を中止する措置をとります。
- 13 個人情報の取扱いに関する苦情、開示、訂正・削除、および利用・提供の中止等に関しては、下記のファミマエカードサービスデスクにお申出ください。

株式会社ファミリーマート 〒170-6017 東京都豊島区東池袋 3 - 1 - 1 サンシャイン 60 17 階 ファミマTカードサービスデスク

0120-230-553 0570-064-230(携帯電話専用)

付則:この規定は平成19年11月6日から実施いたします。

- この規定は平成20年6月1日から変更いたします。
- この規定は平成21年4月1日から変更いたします。
- この規定は平成21年10月1日から変更いたします。
- この規定は平成22年10月4日から変更いたします。

ファミマTカード会員規約(新:2012.9.15改定)

びこの規定の内容の全部または一部を承認しない場合、入会をお断りすることがあります。ただし、3(2)(3)の利用目的に同意しない場合でも、これを理由に入会をお断りすることはありません。

- 11 会員から3(2)(3)による個人情報の利用の中止の申出があった場合は、ファミリーマートでの利用を中止する措置をとります。
- 12 会員などは、ファミリーマートが保有する自身の個人情報について、利用目的の通知、又は開示を求めることができます。またその結果、必要な場合は訂正、追加、削除、利用・提供の停止、消去、および苦情・相談を申し出ることができます。ファミリーマートでは、これらを受け付けた場合、適切かつ迅速に対応させていただきます。また、そのための窓口を以下のとおり開設しています。

株式会社ファミリーマート <u>個人情報統括管理責任者(連絡先は下記と同じ)</u> ファミマTカードサービスデスク

0120-230-553

0570-064-230(携帯電話専用)

付則:この規定は平成19年11月6日から実施いたします。

この規定は平成20年6月1日から変更いたします。

この規定は平成21年4月1日から変更いたします。

この規定は平成21年10月1日から変更いたします。

この規定は平成22年10月4日から変更いたします。

この規定は平成24年9月15日から変更いたします。

ファミマTカード会員規約(現:2011.3.1改定)	ファミマTカード会員規約(新:2012.9.15 改定)
	Tカード(ファミリーマート発行)に関する規定
	<u>Tカード(ファミリーマート発行)については、以下の条項は適用されません。な</u>
	<u>お、Tカード(ファミリーマート発行)に対する会員サービスは、ファミマTカード</u>
	とは異なる場合があります。
	<u>1 ファミマTカード会員規約</u>
	8(ファミマTカードの有効期限)は適用せず、Tカード(ファミリーマート
	発行)の有効期限は次のとおりとします。
	<u>「Tカード(ファミリーマート発行)の有効期限は、ファミリーマートが同カー</u>
	ドの発行をした日 (「発行日」といいます。) から満1ヵ年経過した日 (「満了日」
	<u>といいます。) までとします。ただし、発行日の翌々日から満了日までの間に、 T</u>
	ポイントの残高が変動した場合は、満了日は、その変動があった日から自動的に 1
	<u>年後まで延長されます。有効期限はカード上に表示されません。」</u>
	<u>2 T会員規約に関する規定</u>
	「3」は、「この会員規約8を」を、「本規定1(1)により変更されたこの会員
	<u>規約8を」と変更のうえ、準用します。</u>
	<u>付則;この規定は平成24年9月15日から実施いたします。</u>